

茶の里会館「映山紅」指定管理者募集要領

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、山添村神野山ふれあいの森設置条例（平成元年6月山添村条例第10号）第13条及び山添村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年3月山添村条例第10号）第2条の規定に基づき、茶の里会館「映山紅」の指定管理者を募集する。

1. 対象施設の概要

(1) 名称

茶の里会館（通称「映山紅」）（以下「映山紅」という。）

(2) 所在地

奈良県山辺郡山添村大字伏拝 888 番地の1

※その他の概要については、別紙「茶の里会館「映山紅」指定管理者募集仕様書」のとおり。

2. 指定管理者の業務内容

別紙「茶の里会館「映山紅」指定管理者募集仕様書」のとおり。

3. 指定期間

決定の日から3年達した後、最初の3月31日まで

4. 管理に関する経費

映山紅の管理に要する経費は、利用者が支払う料金及びその他の収入を自己収入とし、山添村から指定管理料は支払わないものとする。

5. 参加資格

次の掲げる要件をすべて満たしていること。

- ① 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による再生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- ② 破産法（平成16年法律第75号）に基づく、破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- ③ 代表者及び役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団やその構成員及びその統制の下にある者でないこと。

- ④ 納税義務のある市町村民税及び国税に滞納がないこと。
- ⑤ 協定の締結までに資格を有しなくなった場合は、その時点で資格を失うものとする。

6. 申請に関する事項

(1) 申請書類

申請時には、次の書類を正副各1部ずつ提出すること。

- ① 申請書（山添村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する規則（以下「規則」という。） 様式第1号）
- ② 施設管理に係る事業計画書（規則 様式第2号）
 - [添付書類] ・法人又は団体の概要
 - ・法人又は団体を構成する役員の名簿
- ③ 定款又は寄附行為の写し及び登記簿謄本（法人以外の団体にあっては会則等）
- ④ 前事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録
- ⑤ 収支計画書
- ⑥ 納税義務のある市町村民税及び国税の納税証明書
- ⑦ その他補足資料（任意）

(2) 申請方法

郵送又は直接持参すること。

(3) 提出場所

山添村役場 地域振興課

〒630-2344 奈良県山辺郡山添村大字大西 151 番地

平日の午前8時30分から午後5時15分まで

※土、日、祝日、12月29日から1月3日までの間は除く

7. 審査及び選定に関する事項

(1) 審査方法

申請者から提出された事業計画等について、規則に定める山添村公の施設に係る指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）による書類審査及び面接審査を経て、村議会に指定管理者の指定議案として上程され、議会の議決を経て村長が指定する。

① 書類審査

申請者から提出された事業計画書、収支計画書等の書類について審査する。

② 面接審査

申請者にプレゼンテーション（20分程度）を行っていただき審査する。

プレゼンテーション時に新たな資料の提示は認めない。ただし、事業計画書に記載された図表等の拡大や、事業計画書の記載内容を整理した資料の提示及びプ

プロジェクターでの投影（パソコン使用）は認める。

プロジェクターを使用する場合、事前に申し出ること。パソコン、プロジェクター及びスクリーンは村で準備する。

日程については、申請者に直接通知する。

（2）審査基準（別添資料「茶の里会館「映山紅」指定管理者候補者審査基準」）

- ① 施設の効用を最大限に発揮するものであるか。
- ② 施設の適切な維持管理及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られているか。
- ③ 施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているか。
- ④ フォレストパーク神野山の魅力を活かし、活性化に向けた効果的な提案がされているか。
- ⑤ 観光客が満足できる内容と集客効果への提案がされているか。
- ⑥ 周辺地域との連携を図る取組が提案されているか。
- ⑦ その他の要件

（3）審査結果の通知

上記（2）の項目について審査を行い、最も優れた申請者に対し指定管理者の候補者としての「決定通知書」を送付する。また、決定されなかった者に対しては「非決定通知書」を送付する。

なお、審査結果については、質問・説明要求・意見等は受け付けないものとする。

（4）指定管理者の決定

選定委員会で選定された指定管理者の候補者は、村議会に議案上程され、議案議決により指定管理者として決定する。

（5）指定の告示

指定管理者として決定したときは、次の事項を告示する。

- ・指定管理者の名称及び所在地
- ・施設の名称
- ・指定の期間

8. 協定の締結

山添村と指定管理者は、業務の実施等に関する細目的事項について協議の上、基本協定書を作成し締結する。また、基本協定の期間中、年度ごとに年次協定を締結する。

9. 失格要件

次の事項に該当する場合は、失格とする。

- ① 提出すべき書類に不足があった場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ プレゼンテーションに参加しなかった場合

- ④ 審査の透明性、公平性を害する行為があった場合
- ⑤ その他、この書面に示された条件に適合しない場合

10. その他の留意事項

- ① 提出書類の作成、提出及びプレゼンテーションに係る費用は、申請者の負担とする。
- ② 提出された書類等は、選定手続きに必要な範囲において複製する場合がある。
- ③ 提出された書類等は、原則として記載した内容の変更は認めず、返却しないものとする。

11. 問い合わせ

奈良県山添村 地域振興課 担当：岡

住 所；〒630-2344 奈良県山辺郡山添村大字大西 151 番地

電 話；0743-85-0048（直通）

FAX；0743-85-0472（代表）

E-mail；chiikishinkou@vill.yamazoe.nara.jp